

請負契約における建設業法違反のおそれがあれば
駆け込みホットラインまで！



なくそう違反、あったら通報！

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。



まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

[https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/
support-navi](https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi)



駆け込みホットライン

情報収集フォーム

[https://www.mlit.go.jp/form/index.php
?f=kakekomi-hl.html](https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html)

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）



国土交通省